

# 地図見本 縮小版

(この見本では、1/1800の地図を70%に縮小しています。)

対象施設が敷地の外縁から200メートル以内にならない場合は、同心円の中心点は施設の中心部一点でもかまいません。

## <対象施設>

- 1 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
- 2 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 3 社会教育法第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの(公民館)
- 4 図書館法第二条第一項に規定する図書館
- 5 博物館法第二条第一項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- 6 少年院法第二条第一項に規定する少年院
- 7 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園
- 8 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、知事が指定したもの

